

水素ステーションの整備促進を求める意見書

本区は、水素社会の実現に向け、燃料電池自動車（F C V）の普及促進や、水素ステーションの設置を推進しており、平成28年には、東京都の事業により、新たに1か所の水素ステーションが区内の潮見地区に開所したところである。

一方、国では、昨年3月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が改訂され、水素社会の実現に向けて新たな目標や取組みの具体化が示された。

その中でも、F C V普及台数目標は、2030年までに約80万台、水素ステーションの整備目標は、2025年度までに約320か所とされている。

2030年時点のF C V普及台数目標を達成するには、900基程度の水素ステーションが必要と見込まれており、実現には水素ステーション整備の相当な加速化が必要である。

国では、燃料電池自動車・水素ステーション等に関する規制の見直しが進められているが、全国に水素ステーションを整備拡大するには、事業者による一層の技術開発等の努力に加えて、国における更なる規制の見直しが必要である。

とりわけ、海外では一般的となっている水素ステーション用蓄圧器に複合圧力容器を使用することについては、我が国でもようやく認められたが、高価な炭素繊維の使用はコストアップの要因になっており、水素ステーションの運営コストの低減のために、一層の規制緩和が求められている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、水素ステーションのセルフ充填のハード・ソフトの基準整備を行うこと等、更なる規制緩和を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年3月30日

江東区議会議長 堀 川 幸 志

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革担当）

